

「春蘭の里」の紹介

風 田畑、山や川などの自然が織りなす里山の景観の中に、白壁・黒瓦の家々が建ち並んでいます。



建 伝統的な建築様式である真壁造り、塗り壁、日本瓦葺きの建物が多くみられます。また、母屋、蔵、納屋といった地域固有の家屋配置がみられます。



宿 都会に住む方々が故郷と感ずることができる農家を改築した「いろり」付きの農家民宿約30軒やロジ、貸別荘などで宿泊できます。また、廃校を利用した宿泊も可能です。



食 語らいの場「いろり」を囲み、山菜やキノコなどの和食料理は輪島塗りのお椀、ケヤキの膳で運ばれ、夜なべの会話がはずみます。また、地酒の「春蘭の里」も美酒です。



学 春は山菜採り、夏は川遊びやホタル鑑賞、秋にはキノコ狩り、冬にはかまくら遊びや竹スキーといった四季折々の体験学習が楽しめます。また、グリーンツーリズムも体験できます。



自 シンボルであるシュンランが春の訪れを告げます。周辺には里山がひろがりホタルやムカシトンボ、ヤマメやウグイといった多くの動植物が棲んでいます。



石川県景観計画区域図



景観形成重点地区とは？

石川県では、県全域を景観計画区域とし、特に良好な景観形成を図る必要のある地域を「景観形成重要地域」、その中でも、景観に及ぼす影響が特に大きいと認める地域を「特別地域」に指定し、良好な景観形成を推進しております。

さらに、市町が主体となる地区で特に良好な景観の形成を積極的に図る必要がある地区を「景観形成重点地区」に指定し、建築物や屋外広告物等のきめ細やかな規制・誘導を行うことが出来ます。

石川県は、白壁黒瓦の美しい家並みを保全するため、春蘭の里地区をいしかわ景観総合条例に基づく「景観形成重点地区」に指定しました。

お問い合わせ先

石川県土木部景観形成推進室

〒920-8580
石川県金沢市鞍月1丁目1番地
TEL：(076) 225-1759
FAX：(076) 225-1760
mail：gairo@pref.ishikawa.lg.jp

奥能登土木総合事務所（分室）

〒929-2372
石川県輪島市三井町洲衛10部11番1
TEL：(0768) 26-2353
FAX：(0768) 26-2351
mail：ec250115@pref.ishikawa.lg.jp

平成24年4月作成



ほっと石川

基本方針
長い時間をかけて、生活の営みの中で創り上げてきた田園や集落が残る春蘭の里周辺では、その田園や集落と調和した土地利用、建築物・屋外広告物等の規制・誘導等により田園・集落景観の保全・再生を図ります。

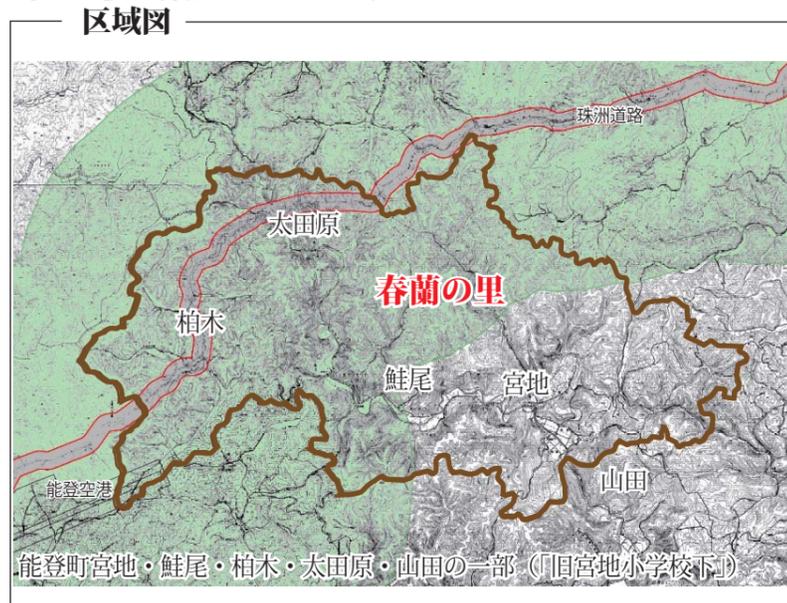
生活の営みの中で
創り上げてきた
里山景観の
保全・再生

春蘭の里

景観形成重点地区



石川県は、春蘭の里地区をいしかわ景観総合条例に基づく「景観形成重点地区」の第1号に指定しました。



届出が必要な行為

建築物	建築面積 10㎡を超える建築物	建築面積
工作物	高さ 1.5m を超える工作物	高さ
開発行為	300㎡を超える開発行為	開発行為

春蘭の里地区における行為の制限に関する事項

景観形成区域の基準、景観形成重要地域の基準に加えて、新たに重点地区で追加する基準を設け、美観創出へのきめ細やかな誘導を行います。

建築物

届出対象行為
建築面積 10㎡を超える建築物

- できる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間を創出する。
- ベランダ等は、洗濯物が外部から直接見えにくい形態意匠とする。
- 太陽光パネル等の色彩は、低彩度・低明度で目立たないものとする（屋根の色と合わせる）。
- 付属建築物等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和を図る。
- 敷地内はできる限り緑化し、敷地の周辺を囲う場合は、生け垣等で植栽する。
- 既存施設は、増築等をする際に改善する。• けばけばしい色はできる限り避ける。

- 地域に根ざした建築様式（日本瓦葺き、塗り壁、板張り、真壁造りなど）とする。
- 落ち着いた色合い（低彩度色）を用いる。
- 外観は木材や土などの自然素材を用いる。
- 太陽光パネル等の光沢性のある素材は、反射が少なく模様が目立たないものにする。
- 太陽光発電設備等は、屋根と一体的に見える形態のものを使用する。（屋根から突出させない）
- 周辺の樹木の高さ以内にとどめる。
- 白壁黒瓦（勾配屋根）とする。
- 広告物、自動販売機等は、周囲の色と調和させる。また、内蔵光源等は過剰な光量とならないようにする。
- 塀は生け垣か、自然環境に配慮したもの（板塀、竹垣など）とする。
- 屋外照明は、過剰な光量とならないようにする。
- 室外の設備は、目立たない位置に設ける。また、木製格子や植栽などで修景措置を工夫する。
- 樹姿、樹勢に優れた既存樹木は積極的に修景に活かす。
- ゴミ置場は、木製格子や植栽等で目立たなくする。
- むやみに樹木を伐採しない。

工作物

届出対象行為
高さ 1.5m を超える工作物

- 広告物、自動販売機等は、周囲の色と調和させる。また、内蔵光源等は過剰な光量とならないようにする。
- 周辺の樹木の高さ以内にとどめる。
- 鉄塔、風力発電設備、電柱、太陽光発電設備等及び無線基地局などは、視点場や公共空間から目立たない位置・デザインとする。
- 耐久性、耐候性に優れた材料を使用する。
- 塀は生け垣か、自然環境に配慮したもの（板塀、竹垣など）とする。
- 電線類の配線方法等を工夫し、目立ちにくくする。
- 周辺の景観と調和した形態意匠とする。
- 色彩は、落ち着いた色合い（低彩度色）を用いる。
- むやみに樹木を伐採しない。

開発行為

届出対象行為
300㎡を超える開発行為

- 盛土や切土で山や林のスカイラインを切らない。
- 自然など既存の地形を生かした区画割りとする。
- 敷地内にある樹木や水路などは保全・活用する。• 在来種を選定し、周辺の植生との調和に配慮する。
- 擁壁への石材の活用や緑化により、周辺の景観との調和に配慮する。
- 大規模なり面が生じないようにする。
- むやみに樹木を伐採しない。樹姿、樹勢に優れた既存樹木は、積極的に修景に活かす。

※主な基準を記載しております。詳しくは、石川県景観計画や手引きをご確認ください。